**「自然観察の里保護メンバー」活動規約**

第1章　総則

（目　的）

第1条　本規約は、岡崎中央総合公園内自然観察の里（以下「活動区」という）において、市民主体による様々な活動を通し、活動区の自然環境を保全するとともに、それらを多くの人に伝えることにより、魅力的な公園利用の実現と活性化を図るため、一般社団法人岡崎パブリックサービス中央総合公園課（以下「事務局」という）およびボランティアが相互に果たすべき役割を定めることを目的として、事務局が定めるものである。

（名　称）

第2条　本活動に参加するボランティアは「自然観察の里保護メンバー」（以下「本会」という。）と称する。

（構成及び認定）

第３条　本会は事務局、ボランティア、学識者をもって構成する。

　　　ボランティアは事務局が認定・承認したものとする。

第2章　活動内容

（活動内容）

第4条　本会の活動内容は次の各号に掲げる活動を行う。

1. 活動区内の生態調査
2. 活動区内の自然保護、外来種の駆除
3. 活動区内の散策路整備、清掃
4. 上記の活動に関する話し合いや検討会
5. 自然保護に必要な知識の取得（研修会の参加）

　　　　　　　その他ボランティア活動の運営全般に関すること。

　　　２　本会の活動にあたっては法令、条約、公園規則を遵守し、公園のボランティアとして相応しい服装、言動、行動に十分に配慮する。

　　　３　本会の活動内容については事前に協議し決定したものとする。

（活動エリア）

第5条　本会の活動エリアは主に中央総合公園自然観察の里を原則とする。

第3章　運営体制

（活動日）

第6条　本会の活動は、予め定めた活動計画に基づき実施することとし、本会構成員がそれぞれ独断で活動を行わない。

　　　２　活動計画に定められた日以外で活動を行う場合は、協議し日程調整を行う。

（事務局）

第7条　本会の事務局を中央総合公園総合体育館事務所に置く。

（連絡体制）

第8条　運営においては、本会の中でそれぞれ代表者を選任し、代表者間で連絡調整を行い、活動の円滑化を図ることとする。

第4章　会議

（会議）

第9条　会議は、日程を調整し必要に応じて年3回程度開催する。

第5章　ボランティア証及び支援

（ボランティア証）

第10条　事務局は本会構成員にボランティア認定書を交付する。

　　　２　ボランティア認定証の有効期限は公布日より次3月31日までとし、必要に応じて更新を行う。

　　　３　ボランティア認定証の取り扱いについては、次の各号に掲げる項目について遵守することとする。

1. 登録者の責においてボランティア認定証を保持し、万一破損・損失等があった際は速やかに事務局に報告しなければならない。
2. ボランティア認定証の使用は登録者本人のみとし、本会活動日以外に使用してはならない。
3. ボランティア認定書の不正利用が認められた場合は、該当する登録者のボランティア認定証を没収する。
4. 本会を退会する際は、ボランティア認定証を事務局に返却しなければならない。

（支援）

第11条　事務局はボランティア活動に対して以下のものを支給・貸与する。

1. 活動に必要な備品（作業道具等）及び諸材料
2. 会議開催時の湯茶等
3. 会議開催場所の施設利用料
4. その他ボランティア活動に必要と判断した物は、事前に事務局と協議し、必要に応じて支給・貸与する。

２　事務局はボランティアに対して報酬・交通費の支払いは行わない。

第6章　入園方法の取り扱い

（活動時の入園）

第12条　ボランティア活動時の活動区内への入口は主にバーベキュー広場とする。但し、必要に応じて事務局が他の入口を指定する場合がある。

（車両規則）

第13条　活動エリア内への車両の乗り入れは原則できないものとする。但し、作業にあたって材料・機材等を運搬する必要が生じた場合は、事前に協議し、活動時間及び走行ルートを調整の上、決定をした場合は乗り入れても良い。

　　　２　活動日に車で来園する場合は、バーベキュー広場の駐車場または美術博物館第3駐車場を利用するものとする。但し、岡崎中央総合公園内で大規模な催事が開催される場合は、事務局の指示のもと指定された駐車場へ駐車するものとする。

第7章　賠償責任について

（賠償）

第15条　本会構成員はボランティア活動中の事故または法令・条約を違反し、罰金・罰則を受けた場合に事務局に賠償を求めることは原則できない。但し、事務局の責に帰すべき理由があるときはこの限りでない。

（ボランティア保険）

第16条　本会の会員にはボランティア活動保険に加入することを推奨する。また、加入にかかる費用は事務局負担とする。

　　　２　ボランティア保険の有効期限はボランティア認定書と同期間とする。

　　　３　ボランティア保険加入の手続きについては、事務局が執り行うものとする。

第8章　退会

（退会）

第17条　本会を退会しようとするボランティアは、事前に事務局に申し出た上で、その旨を記した書面を提出する。（書式を問わず）

　　　２　規約違反や不適切な行動と認められる行動があり退会することが必要と事務局が判断したボランティアは、退会するものとする。

（貸与物品の返却）

第18条　退会する際は、ボランティア認定書と貸与物品を事務局に返却しなければならない。

第9章　その他

（個人情報の取扱い）

第19条　ボランティアの個人情報（氏名、住所、連絡先）は、個人情報保護法及び一般社団法人岡崎パブリックサービス個人情報方針に則り適切に管理する。個人情報は、ボランティアの認定及びボランティア認定証の発行許可にかかる事務局への協議、ボランティア保険加入手続き、活動に関する連絡のためのみに用い、その他の用途には使用しない。

付則

この規約は令和4年5月1日より施行する。